

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

本案は、麻布いきいきプラザを新施設として開設するため、位置を変更するとともに、施設の使用料を変更するものです。

【条例改正の背景】

平成17年4月から現施設で運営してきた麻布いきいきプラザについて、新築工事が終わり、新施設として開設するため、位置及び使用料を変更します。

【条例改正の内容】

①麻布いきいきプラザの位置を変更します。

元麻布三丁目9番11号 → 元麻布三丁目9番6号

②施設の使用料を次のとおり変更します。

| 種別 | 区分及び金額 | | |
|----------|----------------|------------------|------------------------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時30分から 午後9時30分まで |
| 集会室A（洋室） | 1,000円 | 1,400円 | 1,400円 |
| 集会室B（洋室） | 1,000円 | 1,400円 | 1,400円 |
| 集会室C（洋室） | 800円 | 1,100円 | 1,100円 |
| 講習室（洋室） | 1,100円 | 1,400円 | 1,400円 |
| 敬老室（和室） | — | — | 2,000円 |

【施行期日】

区規則で定める日（①については令和6年4月1日、②については同年1月1日予定）

【施設完成予定図】



【位置図】

